

# 福岡県公報

平成二十七年三月十日  
第三千六百七十五号  
増刊 ①

## 目次

### 規則

○福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(道路維持課) …………… 一

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

## 規則

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月十日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第八号

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県道路占用料徴収条例施行規則(昭和五十六年福岡県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項を次のように改める。

2	条例第二条第二項第二号に規定する占有物件等	地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業に係るもの	免	除
---	-----------------------	--------------------------------------	---	---

別表第二の九の項中「パーソナル・ハンディホン・システム(PHS)」を「工作物等に添加する携帯電話等の小型の」に改め、同表中十八の項を削り、十九の項を十八の

項とし、同表二十の項中「灰皿」を削り、同項を同表十九の項とし、同表中二十一の項から二十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

### 附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二三三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二二三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

### 一 病院の項中

(福津市)

医療法人社団水光会宗像水光会総合病院

〃 上西郷三四一番地の一

を

宗像水光会総合病院

〃 日蔭野五―七―一

に改め、

### 二 老人ホームの項中

愛寿園

〃 大任町大字今任原三四〇一番地

を

愛寿園

〃 大任町大字今任原三四〇一番地

に改め、

特別養護老人ホームグッドライフ

〃 大字今任原三四八六―三

有料老人ホーム桜

〃 大字東八田八一四―一

を

有料老人ホーム桜

〃 大字東八田八一四―一

に改める。

特別養護老人ホームナーシングホームあかり

〃 大字築城一六五―一